

○鋼橋上部工事に係る建設工事共同企業体運用基準等の取扱いについて

〔平成29年3月27日 建管第2262号〕
各関係部局長あて建設部長

〔沿革〕 令和元年6月24日第519号、4年1月26日第1189号改正

このことについて、平成29・30年度競争入札参加資格より格付を廃止したことから、次のとおり取扱いを定め、平成29年4月1日以後に公告を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 建設工事共同企業体運用基準について（平成13年3月22日建情第2289号）

運 用 基 準	鋼橋上部工事読み替え
<p>2 (5) エ アの資格審査の際における競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」）別表第2第5第1項第1号により算定した客観的要素の評定数値が、別に定める評定数値以上であること。</p>	<p>2 (5) エ 入札時に有効な経営事項審査の鋼構造物工事に対する総合評定値（P）が、一般競争入札参加資格に必要な客観的要素の評定数値について（平成19年9月6日建情第630号）に定める総合評定値（P）以上であること。</p>
<p>2 (5) カ 最上位等級に格付けされている者同士の組合せであること。</p>	<p>2 (5) カ 削除</p>
<p>3 (5) イ 原則として同等級に格付けされている者同士若しくは直近等級に格付けされている者との組合せであること。</p>	<p>3 (5) イ 削除</p>
<p>4 (2) 経常企業体 当該企業体が希望する登録機関において申請書を受理し、審査担当部長が適格事項を審査の上、申請者及び登録機関にその結果を通知するものとする。ただし、乙型の場合は、対象となる工事を所管する部長又は部局長が適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。</p>	<p>4 (2) 経常企業体 当該企業体が希望する登録機関において申請書を受理し、対象となる工事を所管する部長又は部局長が適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。</p>
<p>6 経常企業体の解散 経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、部長又は部局長を経由して審査担当部長に解散届を提出させるものとする。</p>	<p>6 経常企業体の解散 経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、部長又は部局長に解散届を提出させるものとする。</p>

2 建設工事共同企業体の活用方針について（平成13年3月22日建情第2290号）

活 用 方 針	鋼橋上部工事読み替え
<p>1 建設工事共同企業体運用基準2(6)イに規定する最大の施工能力を有する者</p> <p>～競争入札参加資格関係事務取扱要領別表第2第5第1項第1号により算定した客観的要素の評定数値（以下「評定数値」という。）～</p>	<p>1 建設工事共同企業体運用基準2(6)イに規定する最大の施工能力を有する者</p> <p>～入札時に有効な経営事項審査の鋼構造物工事に対する総合評定値（P）（以下「評定数値」という。）～</p>
<p>2 経常建設共同企業体の活用</p> <p>経常建設共同企業体（いわゆる甲型）は、共同企業体の結成の態様に応じて以下の範囲において活用するものとする。 ～以下略～</p>	<p>2 経常建設共同企業体の活用</p> <p>鋼橋上部工事の経常建設共同企業体（いわゆる甲型）は、制限付一般競争入札に付する工事において活用するものとし、入札の公告等において競争入札の参加要件として定めるものとする。</p>
<p>3 建設工事共同企業体運用基準第3(1)に規定する適正な規模の工事</p> <p>～資格の種類ごとに定められた格付等級のうち最下位等級を除いた工事～</p>	<p>3 建設工事共同企業体運用基準第3(1)に規定する適正な規模の工事</p> <p>～予定価格5千万円以上の工事～</p>

3 上記読み替えに伴い、一般競争入札の公告及び入札説明書について（平成8年6月13日管理第393号）及び制限付一般競争入札の公告の制定について（令和3年9月22日建管第720号）についても、適宜修正すること。

（建設政策局建設管理課工事管理グループ）